

一般社団法人 富山県信用調査事業協会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は一般社団法人富山県信用調査事業協会と称する。

（主たる事務所）

第2条 当法人は主たる事務所を富山県富山市に置く。

（目的・事業）

第3条 当法人は官公庁と連携して、企業や個人の危機管理に関するコンサルタント及び教育指導、並びに信用調査事業者の教育及び業務指導をもって、安全平和な社会づくりに寄与することを目的とし、この目的に資するために次の事業を行う。

- （1）官公庁及び企業が発注する探偵業務及び信用調査業務の受託及び斡旋
- （2）企業及び個人の危機管理に関する講習会の開催及びコンサルタント業務
- （3）信用調査事業者の資質向上のための講習会の開催
- （4）信用調査事業者の業務の適正化に関する教育及び指導
- （5）前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

（公告）

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員及び会員

（入社）

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、理事2名の推薦を以て当法人所定の様式で申し込み、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第6条 社員は当法人の目的を達成するため、必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は社員総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（社員の資格喪失）

第7条 社員は次の各号の一に該当する場合は社員資格を喪失する。

- ①退社したとき
- ②成年被後見人、又は被被保佐人になったとき。
- ③死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- ④1年以上会費を滞納したとき。

⑤除名されたとき。

⑥社員の総数による退社に関する同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし退社の申し出は退社する1か月以上前に当法人に申し出ることとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により当該社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、社員をもって構成する。

(開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、社員の過半数の出席で成立する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議の基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会の決議で議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、1社員につき各1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、出席社員の総数の半数をもって行う。

2 社員総会に出席することができなかつた社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第4章 役員

(役員の設定)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事、専務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 法人の代表理事を一般社団法人上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち、副代表理事及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第18条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところのより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は代表理事を補佐して法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、前2条の規定による監査及び調査の結果、法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、又は法令に若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な支出及び会計があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事及び監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任をすることができる。

(報酬等)

第23条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事を以て構成する。

(権限)

第25条

(1) 法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事、専務理事の選定又は解職

(開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び収集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の

書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(余剰金)

第34条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人を清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 補則

(委任等)

第38条 この定款に定めるもののほか、法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決によりも代表理事が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

1 当法人の最初の事業年度はこの法人設立の日から令和5年3月31日までとする。

2 当法人の設立時の役員、及び社員は、次のとおりとする。

| | |
|---------|-------|
| 設立時代表理事 | 西田 隆 |
| 設立時理事 | 大浦 清和 |
| 設立時理事 | 斉藤 好一 |
| 設立時監事 | 桶屋 泰三 |